

(審査案件：諮問第3号)

答 申

第1 審査会の結論

石垣市教育委員会が「2011年9月8日に開催された八重山教育委員協会臨時総会後に行われた八重山三市町全教育委員による協議の場(以下「協議の場」という。)における議事録」を、石垣市情報公開条例(平成13年石垣市条例第23号。以下「条例」という。)の趣旨からすると、本来作成すべきであったにもかかわらず、協議の場の位置付けが不明であることを理由に、事後的に作成しないと判断し、不存存在として決定したことは妥当ではない。

第2 不服申立ての経緯

- 1 平成23年(2011年)9月28日、不服申立人は、条例に基づき「2011年9月8日開催された八重山教育委員協会臨時総会、三市町臨時教育委員会を記録(録音)テープのコピーと議事録、及び前記八重山教育委員協会臨時総会の招集文書」についての公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 石垣市教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対する決定(以下「本件決定」という。)を計3回行い、不服申立人に通知した。
 - (1) 平成23年(2011年)10月21日、実施機関は、本件請求に対し、八重山地区教育委員協会臨時総会の録音テープ及び同総会の招集文書を公開決定した。また、本件決定の備考欄に以下のことを明記した。
 - ア 臨時総会議事録については、後日(総会出席者へ発言内容等の確認に時間を要することから)公開決定する。
 - イ 同日、協会臨時総会後に持たれた、協議の場に係る議事録については、「当該協議の場の位置付けが不明であり、事務局の位置付けについても定かでない」ので、実施機関において議事録の作成を行う予定はない。

※なお、八重山三市町全教育委員による協議の場に係る録音テープは、10月21日に公文書公開手続きを経ずに提供した。
 - (2) 平成23年(2011年)11月2日、実施機関は、八重山地区教育委員協会臨時総会の議事録を公開決定した。
 - (3) 平成23年(2011年)11月2日、実施機関は、協議の場における議事録に

ついて、実施機関で保有したことがないということを経由し、不存決定をした。

- 3 平成 23 年 (2011 年) 10 月 28 日、不服申立人は、本件決定 (10 月 21 日の決定) に対し不服申し立てを行った。

第 3 不服申立人の主張の要旨

不服申立人が「不服申立書」、「決定理由説明書に対する意見書」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 不服申立書における主張

- (1) 本件請求をしたのは 9 月 28 日であるが、両方 (臨時総会及び協議の場で 5 時間近い記録ということでテープ起こしに時間がかかるので、期間の延長を口頭で通知されていた。

しかし、今回の決定 (10 月 21 日の決定) は、臨時総会の録音テープのコピーと同総会の招集文書であり、臨時総会の議事録については、「出席者の発言内容等の確認を要するため手続き終了後に公開決定する」とされており、臨時総会のみ議事録なら期間延長せずに公開できたものである。

本件請求から 30 日を経過しており、申立人は不当に情報の公開を遅延させられた。

- (2) 実施機関が、今回の決定 (10 月 21 日の決定) の備考欄において「臨時総会終了後に持たれた協議の場」に係る議事録については、「石垣市教育委員会において議事録の作成を行う予定はない。」と記されているが、これは明らかに非公開決定に相当するものである。

2 決定理由説明書に対する意見書における主張

- (1) 9 月 8 日開催の三市町教育委員全員協議は、教科書採択の焦点となっており、たとえこの協議の場が公開された会議であっても、傍聴人以外はマスメディアによる情報しか持ちえない。

このことから、実施機関は積極的に情報公開をするべきであり、情報公開は、文字や音声等、多様に対応しなければならず、音声データを任意で渡したからといって、開かれた市政を進めるための情報開示とはいえない。

また、実施機関が携わった会議であるのに、事務局の位置付けが不明という主張が議事録を作成しない理由にはならない。また、三市町の教育委員会にも諮らずに、作成する意思がないから今後も公開しないというのは、条例第 7 条第 4 号の公開しない理由に該当しない。

実施機関は、きちんと議事録を作成するべきである。

- (2) 本件請求から本件決定までの期間が長く、速やかな情報開示とはいえない。実施機関の情報公開に対する認識を問いたい。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が「決定理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

本件請求は、細分化すると以下のとおりである。

- ① 八重山地区教育委員協会臨時総会の録音テープのコピー
- ② 八重山地区教育委員協会臨時総会の議事録
- ③ 八重山地区教育委員協会臨時総会の招集文書
- ④ 八重山三市町全教育委員による協議の場の録音テープのコピー
- ⑤ 八重山三市町全教育委員による協議の場の議事録

1 公開請求のあったもののうち、上記①～④に係る公文書等は、既に公開している。

当該会議は公開で行われていること、また、会議の録音テープのコピー（①・④）については、既に不服申立人をはじめ、求めがある者に対して提供していることから、市民の知る権利の保障はなされている。

しかし、請求文書に係る公開決定が、条例に定める公開決定期限を超過したことについては、担当職員が、⑤の議事録についても作成するものとの誤認から生じており、今後は、条例遵守を徹底し遅滞なく事務処理したい。

2 ⑤の議事録については、当該協議の場の位置付けが不明であり、事務局の位置付けについても会議で話し合われておらず定かでないことから、実施機関において議事録の作成を行う必要はないと判断している。

よって、実施機関において当該協議の場の議事録（紙媒体）を保有していないことから、公文書不存在の決定をした。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、市の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政に関する情報の積極的な公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市民参加による開かれた市政を一層推進することを目的に制定されたものである。

条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用にあたってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

また、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書を迅速、かつ、ありのままに公開することを原則とするものである。

本審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求対象文書の特定について

不服申立人は、「2011年9月8日開催された八重山教育委員協会臨時総会、三市町臨時教育委員会を記録（録音）テープのコピーと議事録、及び前記八重山教育委員協会臨時総会の招集文書」について、本件請求を行っている。

その請求内容は、以下の文書等に区分される。

- (1) 八重山地区教育委員協会臨時総会の記録（録音）テープのコピー
- (2) 八重山地区教育委員協会臨時総会の議事録
- (3) 八重山地区教育委員協会臨時総会の招集文書
- (4) 八重山三市町全教育委員による協議の場の記録（録音）テープのコピー
- (5) 八重山三市町全教育委員による協議の場の議事録

この中で、(1)から(4)までについては、一部において公開決定期限を超えた時点で決定をしているという点で問題はあるものの、それぞれについては、既に公開等及び提供が行われており、現時点においては不服申立ての利益は無いと判断する。

しかし、(5)について実施機関が「不存在決定」としたことについては、実施機関と不服申立人の双方で見解が対立している。

このことから、審査会は、今回審議の対象文書として「八重山三市町全教育委員による協議の場の議事録」に絞るものである。

3 判断の理由

本審査会は、実際に開催されたこの協議の場が、条例第3条第3項に規定する「会議録等の作成」が必要となる「会議」に該当するものであるかについて、審議を行った。

実施機関は、この協議の場は位置付けや取り決め（規則や事務局体制など）が確立されないまま行われているので、実施機関において議事録等の作成を行う必要はないと主張している。

確かに、本来、会議は取り決め（議長や事務局等）を明確にして開催されるべきであるが、今回の協議の場はこの点から考えると疑問の余地がある。

しかし、疑問の余地があるとはいえ、この協議の場が「会議」であるか否かの点に絞って考えれば、八重山三市町のほぼ全ての教育委員や沖縄県教育委員会義務教育課長などが一堂に会していること、また協議の内容が、教科書の採択に関わるもので、保護者や市民に関心のある事柄について議論が行われていることを考えると、それを「公の会議」ではないと判断することはできず、この協議の場は「会議」であったと判断せざるを得ない。

従って、市民の知る権利を保障する条例の趣旨からすると、何らかの文書による「会議の記録」は残すべきであり、例えば、実施機関の「協議の場の位置付けが不明であり、事務局の位置付けについても会議で話し合われておらず定かでないことから、実施機関において議事録の作成を行う必要はないと判断している。」との主

張を、今後検証するための資料としても、必要なものと判断する。

また、実施機関が、この議事録を事後的に作成しないと判断したことは、条例第3条第3項の趣旨を形骸化することとなり、不存在と決定したことは妥当ではない。

なお、本審査会は、この協議の場及びその内容が有効か無効かについては、本審査会の権限の範囲外であり、一切関知するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 実施機関の対応について

条例第11条では、公開決定の期限を「公開請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期限を公開請求のあった日から起算し30日以内に限り延長できる。」と規定している。

しかし、実施機関は、3回にわたり本件決定を行ったこともあり、一部において、公開決定の期限を超えるなど、条例第11条の規定を遵守していない。

このことは、実施機関の条例の趣旨についての理解不足や認識の甘さが指摘されるものであり、その対応には問題があったと言わざるを得ない。

本審査会は、今回の結論の他に、実施機関に今後、条例の更なる浸透と適切な対応を求める。

第6 審査経過

平成 23 年 (2011 年)	11 月 10 日	実施機関から審査会へ諮問
	11 月 11 日	審議 (第 1 回)
	11 月 16 日	実施機関から「決定理由説明書」を受領
	12 月 1 日	不服申立人から「公文書不存在決定理由説明書 に対する意見書」を受領
	12 月 6 日	意見聴取及び審議 (第 2 回) (不服申立人及び実施機関からの意見聴取)
	平成 24 年 (2012 年)	1 月 10 日
1 月 31 日		審議 (第 4 回)
2 月 16 日		審議 (第 5 回)
3 月 12 日		審議 (第 6 回)
3 月 28 日		審議 (第 7 回) 及び答申